

(仮称) 京都市学校給食センター整備運営事業

入札説明書

(令和 7 年 4 月 11 日修正版)

令和 7 年 1 月

京都市

— 目 次 —

1. 入札説明書の定義	1
2. 事業概要.....	2
2.1. 事業名	2
2.2. 事業に供される公共施設の種類の.....	2
2.3. 公共施設等の管理者の名称	2
2.4. 事業の目的.....	2
2.5. 用語の定義.....	2
2.6. 基本理念（令和5年11月10日京都市教育長決定「基本的な考え方」より）	3
2.7. 事業の概要.....	5
2.7.1. 本件施設用地の立地条件等	5
2.7.2. 施設要件.....	5
2.7.3. 事業方式.....	6
2.7.4. 事業期間.....	6
2.7.5. 業務範囲.....	6
2.7.6. 事業者の収入	8
2.8. 事業の実施スケジュール（予定）	9
2.9. 法令等の遵守	9
2.10. 個人情報保護.....	9
3. 事業者の募集及び選定に関する事項.....	10
3.1. 募集及び選定に関する基本的な考え方	10
3.2. 募集及び選定のスケジュール	10
3.3. 入札参加者が備えるべき参加資格要件.....	10
3.3.1. 入札参加者の構成等	10
3.3.2. 入札参加者の資格要件.....	11
3.3.3. 地域経済への配慮等	16
3.3.4. 入札参加資格の確認	16
3.4. 入札手続き等	16
3.4.1. 現地見学会（本件施設用地）	16
3.4.2. 入札説明書等に関する質問の受付	17
3.4.3. 入札説明書等に関する質問に対する回答.....	17
3.4.4. 現地見学会（配膳室整備対象校）	18
3.4.5. 個別対話.....	18
3.4.6. 入札参加資格審査書類の受付、入札参加資格審査結果の通知.....	20
3.4.7. 入札及び提案書の受付.....	21
3.5. 落札者の決定方法等	24

3.5.1. 審査	24
3.5.2. ヒアリングの実施	24
3.5.3. 落札者の決定及び公表	25
3.6. 契約に関する基本的な考え方	25
3.6.1. 基本協定の締結	25
3.6.2. SPC の設立	25
3.6.3. 事業契約の締結	26
3.6.4. 基本協定書の内容変更	26
3.6.5. 事業契約書の内容変更	26
3.6.6. 基本協定書及び事業契約書作成費用	26
3.6.7. SPC の事業契約上の地位	26
3.6.8. 金融機関と市の協議（直接協定）	26
4. その他	27
4.1. 事業契約の解釈について疑義が生じた場合における措置に関する事項	27
4.2. 法制上及び税制上の措置並びに財政上及び金融上の支援等に関する事項	27
4.2.1. 法制上及び税制上の措置	27
4.2.2. 財政上及び金融上の支援	27
4.3. 苦情の申し立て	27
4.4. その他本事業の実施に関し必要な事項	27
4.4.1. 市会の議決	27
4.4.2. 入札参加に伴う費用負担	27
4.4.3. 本事業において使用する言語、通貨単位等	27
4.4.4. 情報公開及び情報提供	28
4.5. 入札説明書等に関する問合せ先	28

1. 入札説明書の定義

（仮称）京都市学校給食センター整備運営事業（以下「入札説明書」という。）は、京都市が民間の資金、経営能力及び技術的能力の活用を図るため、民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成 11 年法律第 117 号。以下「PFI 法」という。）に基づく事業として特定事業の選定を行った（令和 7 年 1 月 31 日）、（仮称）京都市学校給食センター整備運営事業（以下「本事業」という。）に対して令和 7 年 1 月 31 日付で公告した総合評価一般競争入札についての説明書である。

入札説明書に添付されている以下の資料は一体のものとする（以下「入札説明書等」という。）。

- ・ 要求水準書
- ・ 事業契約書（案）
- ・ 基本協定書（案）
- ・ 落札者決定基準
- ・ 様式集

なお、入札説明書等と令和 6 年 12 月 6 日に公表した実施方針等に関する質問・意見に対する回答及び令和 6 年 11 月 1 日に公表した実施方針の内容に相違がある場合は、上記の記載順に優先して適用するものとする。また、入札説明書等に記載がない事項については、入札説明書等への質問に対する回答、実施方針によることとする。

2. 事業概要

2.1. 事業名

(仮称) 京都市学校給食センター整備運営事業

2.2. 事業に供される公共施設の種類

学校給食センター

2.3. 公共施設等の管理者の名称

京都市長 松井 孝治

2.4. 事業の目的

令和5年1月、共働き世帯の増加や、家庭環境の変化等を踏まえ、国において、次元の異なるレベルでの子育て支援・少子化対策の取組を推進することが示されたことを受け、京都市（以下、「市」という。）では、子育て環境を一層充実させ、子どもたちの健やかな育ちと学び、子育て家庭の支援のため、全員制中学校給食の実施に向けた検討に着手し、令和5年11月に決定した「全員制中学校給食の実施に係る「基本的な考え方」について」において、給食センター方式の導入による全員制中学校給食の実施を表明した。

本事業は、設計・建設・維持管理・運営を民間事業者が一貫して実施することにより、民間事業者の創意工夫やノウハウが発揮され、効率的かつ効果的な施設整備や運営環境の創出ができるPFI法に基づく事業手法を導入することで、市の財政負担の縮減を図りつつ、安全で安心な学校給食を安定的に提供することを目的として実施するものである。

2.5. 用語の定義

入札説明書において使用する用語は、以下の定義とする。

ア 本件施設

新たに整備する学校給食センターの建物本体、建築設備、調理設備、付帯施設、植栽・外構等を含むすべての施設をいう。

イ 本件施設用地

本件施設を建設する事業用地であり、事業者の維持管理の対象範囲となる土地をいう。

ウ 配膳室

本事業において学校に提供する給食の一時保管場所として新設又は改修される給食配送校の配膳室をいう。

エ 本件施設等

本件施設及び配膳室をいう。

オ 調理設備

調理釜、冷蔵庫等動力を用い、設備配管等の接続により建物に固定して調理業務に使用する機械設備及び平面図等で提示可能な調理に必要な什器（作業台、移動台、戸棚、コンテナ等）をいう。

カ 調理備品

ボウル、温度計、計量カップ、はかり、まな板等、調理業務に必要な備品をいう。

キ 事務備品

机・椅子、電話、棚等、調理以外の目的で使用する建物に固定しない備品をいう。

ク 什器備品

調理備品と事務備品を総称したものをいう。

ケ 食器・食缶等

食器、食器かご、食缶、おたま等、生徒・教職員が使用する備品をいう。

コ 配送校

本事業において給食配送対象となる学校をいう。

サ 市職員

本事業における行政側の業務担当者を指し、所長、事務等の業務を行う職員（栄養教諭を含む）をいう。

シ 保守

初期の性能及び機能を維持する目的で、周期的又は継続的に行う注油、小部品・消耗品の取替等の軽微な作業をいう。

ス 修繕

劣化した部位・部材又は機器の性能・機能を原状（初期の水準）又は実用上支障のない状態まで回復させることをいう。ただし、保守の範囲に含まれる定期的な小部品・消耗品の取替等は除く。

セ 更新

劣化した部位・部材や機器などを新しい物に取り替えることをいう。

ソ 補充

破損や損傷した備品等を新しい物に取り替え、当初と同じ数量に維持することをいう。

タ 配食

給食を食器に入れることをいう。

2.6. 基本理念（令和5年11月10日京都市教育長決定「基本的な考え方」より）

本事業は、PFI法に基づき、本事業を実施する民間事業者（以下「事業者」という。）が本件施設等を整備し、維持管理・運営期間内において本件施設の維持管理及び運営を行う。

事業は以下の点を十分に踏まえ、実施するものとする。

ア 安全・安心な給食

学校給食衛生管理基準等を遵守した施設整備及び徹底した衛生管理による運営の下、生徒・保護者にとって安全・安心な中学校給食を提供する。

イ 栄養バランスのとれた温かい給食

成長期の中学生にふさわしい栄養バランスのとれた食事を提供するとともに、汁物の提供をはじめ、温かいものは温かいまま、冷たいものは冷たく、適温で提供することにより、できたての風味や食感を味わうことができる、温かくておいしい小学校給食のような中学校給食を実現する。

ウ アレルギーの対応

食物アレルギー対応が可能となる施設・設備を整備することで、除去食や代替食を充実するとともに、各校の運営面においても、教職員の適切な食物アレルギーや誤食防止について

の認識を一層高め、アレルギー対応食を安全に提供できるような校内体制等を整えるなど、アレルギー対応の充実を図る。

エ 食育の充実

生徒が正しい食事のとり方や望ましい食習慣を主体的に身に付け、感謝の気持ちを大切にする心を育み、将来にわたって健やかな心身と豊かな人間性を培うために、小学校から積み上げてきた食育を中学校でも継続できるよう、皆が同じものを食べ、学校給食という「生きた教材」を活用し、給食時間や各教科等での学習など学校教育活動全体として、食育の充実を図る。

オ 和食を中心とした食文化を生かした献立

子どもたちが楽しく食べることができるとともに、地（知）産地（知）消に努め、京都の豊かな食文化を学び、次代に継承していくことができるよう、京都ならではの和食を中心とした献立の充実を図る。

カ 適切な給食時間の確保や学校運営に留意した給食管理

生徒が落ち着いた雰囲気の中で食事ができ、食に関する学びが深められるようゆとりのある給食時間の確保を図る。また、全員制給食の実施に伴い、時間割の変更や学校現場の給食管理にも変更が生じることから、教職員に過度な負担が生じないように配慮する。

キ 実施方式について

給食センター方式の導入に当たっては、小学校給食で積み上げてきた手作り給食の良さや、選択制中学校給食の献立や使用食材の多様性を生かし、調理を身近に感じることができる設備上の工夫を取り入れるなど、温かみのある中学校給食の実現に留意する。

ク 本件施設用地について

本件施設用地においては、食に関する学びが深められ、食文化の発信や防災・被災者支援の拠点となるとともに、地域の活性化や文化的で豊かな生活に資する場となるよう取り組む。

ケ 早期の実現

令和 10 年度中の実施を目標として、可能な限り早期に全員制中学校給食の実現を目指す（具体的な事業のスケジュールは「2.8. 事業の実施スケジュール（予定）」参照）とともに、学校給食の重要性を鑑みて、将来にわたって安定的に給食を提供していくことができるよう持続可能な給食運営を行う。また、公平性の観点から、学校間に給食の開始時期に著しく差が生じないように取り組む。

また、上記に加え、一部、地域の生産者や地元企業と連携したメニューも取り入れることや、京都ならではの豊かな食文化に触れることができる地産地消を一層意識した食材調達や献立作成を検討しており、事業者には民間のノウハウ並びに創意工夫を駆使した積極的な提案を期待するとともに、本事業に支障が生じない範囲において市の意向に応じた協力を行うものとする。

さらに、本事業の実施に当たっては、公契約基本条例の趣旨を踏まえ、市内中小企業の積極的な活用や地元雇用の創出に努めるとともに、必要な資材・原材料・飲食物・消耗品等を市内中小企業から調達するなど、地域経済の振興にできる限り配慮すること。

2.7. 事業の概要

2.7.1. 本件施設用地の立地条件等

ア 所在地	京都市南区吉祥院観音堂町 42、100-4 及び 43-1
イ 面積	15,923 m ² (実測)
ウ 都市計画規制	
(ア) 都市計画区域	市街化区域
(イ) 用途地域	工業地域
(ウ) 建ぺい率・容積率	60%・200% (一部 400%)
(エ) 高度地区	31m 第 4 種高度地区
(オ) 景観保全	町並み型建造物修景地区
(カ) 眺望景観	遠景デザイン保全区域 (4)、(11)、(49)
(キ) 屋外広告	第 6 種地域
(ク) 防火指定	準防火地域
(ケ) その他	近郊整備区域、宅地造成工事規制区域
エ 文化財	なし
オ 既設構造物	建物や防球ネット等が立地するため、事業者が解体撤去すること

※ 上記は参考として示すものであり、事業者は、本事業の検討・実施等に当たって、自らの責任において関係機関等への確認を行うこと。

2.7.2. 施設要件

(1) 基本的考え方

給食センターにおける施設・設備等については、衛生的かつ安全であることが最も重要である。機能の詳細については「要求水準書」で提示するが、「学校給食衛生管理基準」及び「大量調理施設衛生管理マニュアル」等に基づき、高い衛生水準を実現するとともに、ドライシステムによる汚染・非汚染作業区域の明確なゾーニング、HACCP の概念を取り入れた衛生管理、食物アレルギー対応食の提供に対応した施設・設備等を想定している。

また、地産地消への取り組みや食育との関わりへの配慮、環境負荷に対する低減への配慮などの実現も目指すとともに、本件施設の活用にあたっては、市が掲げる「笑顔でいきいきと暮らせる「健康長寿のまち・京都」」の取組に資するような、子どもの健全な食育推進や京都の食文化の発信拠点としての活用を期待している。

(2) 献立方式

献立方式の詳細については「要求水準書」にて提示する。

(3) 施設規模

1 日当たり最大 22,000 食が無理なく供給、業務処理等できる施設とする。

(4) 施設機能

本件施設に必要な施設内容は以下のものが想定される。なお、市として施設・設備構成、規模、設計等に要求する水準については「要求水準書」に示す。

区域区分		諸 室 等
一般エリア	市専用部分	市職員用事務室、市職員用トイレ、市職員用玄関 等
	共用部分	見学者通路、研修室、小会議室兼調理研究室、食育掲示スペース、来客用トイレ、多目的トイレ、災害時用煮炊調理機器等保管庫、廊下等、施設出入口、エレベーター、機械室・電気室・ボイラー室 等
	事業者専用部分	事業者用事務室、事業者用玄関、食堂、事業者用トイレ、配送員用控え室 等
給食エリア	汚染作業区域	■ 荷受・検収・下処理ゾーン 食材搬入用プラットホーム、肉魚卵荷受室、同検収室、野菜類荷受室、同検収室、米荷受室、添物類検収室、泥落とし・皮むき室、米庫、洗米室、食品庫・調味料庫、調味料計量室、物品倉庫、冷蔵室（庫）・冷凍室（庫）、野菜類下処理室、肉魚類下処理室、卵処理室、小麦粉処理室、汚染区域用器具洗浄室、可燃物庫・不燃物庫、油庫 等 ■ 洗浄ゾーン 洗浄室、洗剤庫、食缶等回収用風除室、残渣処理室（庫） 等
	非汚染作業区域	■ 調理ゾーン 野菜類上処理室、揚物・焼物室、煮炊き調理室、和え物調理室、アレルギー対応調理室、炊飯室、非汚染区域用器具洗浄室、添物用仕分室 等 ■ 配送・コンテナプールゾーン 配送用風除室、コンテナ室 等
	一般区域	汚染作業区域前室、非汚染作業区域前室、調理従事者更衣室（男女）、洗濯・乾燥室、調理従事者用トイレ、備蓄倉庫、倉庫 等
付帯施設		屋外倉庫、排水処理施設、受水槽、ゴミ置場、植栽、駐車場、駐輪場、本件施設用地内通路、門扉及び塀、防火水槽 等

2.7.3. 事業方式

PFI 法に基づき、市が所有する土地に事業者自らが本件施設等を設計及び建設し、竣工後は市に本件施設等の所有権を移転し、事業者が所有権移転後の事業期間中に係る本件施設の維持管理業務及び運営等業務を実施する BTO（Build-Transfer-Operate）方式とする。

2.7.4. 事業期間

本事業の事業期間は、事業契約締結日から令和 25 年 7 月末日までとする。

2.7.5. 業務範囲

事業者が行う業務の範囲は次のとおりとする。

ア 設計・建設業務

（ア） 事前調査業務

（イ） 既存構造物の解体撤去業務

（ウ） 設計業務

（エ） 建設業務

-
- (オ) 配膳室新設・改修業務
 - (カ) 工事監理業務
 - (キ) 調理設備調達業務
 - (ク) 調理備品調達業務
 - (ケ) 食器・食缶等調達業務
 - (コ) 事務備品調達業務
 - (サ) 近隣対応・周辺対策業務
 - (シ) 各種許認可申請等の手続業務
 - (ス) 竣工検査及び引き渡し業務
 - (セ) その他これらを実施する上で必要な関連業務

イ 開業準備業務

- (ア) 各種設備・備品等の試運転
- (イ) 什器備品台帳・調理設備台帳の作成
- (ウ) 各種マニュアルの作成
- (エ) 開業準備期間中の施設の維持管理
- (オ) 本件施設等及び運営備品の取扱いに対する習熟
- (カ) 従業員等の研修
- (キ) 調理リハーサル
- (ク) 配送リハーサル
- (ケ) 給食提供訓練業務
- (コ) 内覧会・開所式の開催支援
- (サ) 事業説明資料の作成
- (シ) 映像紹介資料の作成
- (ス) その他これらを実施する上で必要な関連業務

ウ 維持管理業務

- (ア) 建築物保守管理業務
- (イ) 建築設備保守管理業務
- (ウ) 外構等保守管理業務
- (エ) 調理設備保守管理業務
- (オ) 事務備品保守管理業務
- (カ) 清掃業務
- (キ) 警備業務
- (ク) 長期修繕計画作成業務
- (ケ) その他これらを実施する上で必要な関連業務

エ 運営業務

- (ア) 食品検収補助・保管業務
- (イ) 調理業務
- (ウ) 配送・回収業務（本件施設への車両出入庫時の交通安全対策業務を含む）
- (エ) 洗浄・消毒等業務
- (オ) 配膳室における業務

-
- (カ) 廃棄物処理業務
 - (キ) 運営備品保守管理業務（調理備品の修繕・補充・更新業務、食器・食缶等の修繕・補充・更新業務を含む。）
 - (ク) 配送車維持管理業務
 - (ケ) 衛生管理業務（従事者の健康管理を含む。）
 - (コ) 食育推進促進業務
 - (サ) 広報支援業務（見学者対応支援を含む。）
 - (シ) その他これらを実施する上で必要な関連業務

なお、運営業務のうち、市が実施するものは、以下のとおりである。

- (ア) 食品調達業務
- (イ) 食品検収指示業務
- (ウ) 献立作成業務
- (エ) 栄養管理業務
- (オ) 調理指示業務
- (カ) 給食費徴収管理業務
- (キ) 食数調整業務
- (ク) 広報業務（見学者対応を含む。）
- (ケ) 食育業務

2.7.6. 事業者の収入

本事業における事業者の収入は以下のとおりであり、原則として、市が事業者からサービスを購入する形態の事業である。

ア 設計及び建設に係るもの（配膳室の新設又は改修に係るものは除く）

市は、配膳室の新設又は改修を除く設計及び建設に係る交付金及び地方債が適用可能な範囲については、事業者に対して本件施設引き渡し後に建設一時金（以下「サービス対価 A1」という。）として支払う。また、市は、維持管理・運営期間中、事業者に対して、事業者が実施する設計及び建設に係る対価に相当する金額からサービス対価 A1 を控除した額を、サービス対価 A2 として割賦方式（元利均等方式）により年 4 回支払う。なお、サービス対価 A1 とサービス対価 A2 をあわせてサービス対価 A とする。

イ 設計及び建設に係るもの（配膳室の新設又は改修に係るもの）

市は、事業者が実施する配膳室の新設又は改修に係るサービス対価（以下「サービス対価 B」という。）について、本件施設引き渡し後の令和 10 年度に引き渡した配膳室の新設又は改修に係るサービス対価は令和 10 年度に支払い、令和 11 年度に引き渡した配膳室の新設又は改修に係るサービス対価は令和 11 年度に支払う。

なお、令和 10 年度の夏期休業より前倒して、配膳室を引き渡す場合の支払方法は、市と事業者の協議の上、市が決定する。

イ 開業準備に係るもの

市は、事業者が実施する開業準備に係る費用（以下「サービス対価 C」という。）について、維持管理・運営期間開始時に事業者へ一括で支払う。

ウ 維持管理及び運営に係るもの

市は、事業者が実施する維持管理・運営に係る費用（以下「サービス対価 D」という。）について、維持管理・運営期間にわたって事業者年に 4 回支払う。各回の支払いは同額とする。

サービス対価 D は、物価変動に基づき、年に 1 回改定する。また、サービス対価 D は固定料金と、変動料金で構成されるものとする。固定料金には、提供食数に応じて変動しない調理や事務の人件費等にかかる費用が含まれ、変動料金には、提供食数に応じて変動する調理人件費、光熱水費、廃棄物処理費等にかかる費用が含まれることを想定しているが、具体的な設定については事業者の提案に委ねる。

2.8. 事業の実施スケジュール（予定）

ア 事業契約締結	令和 7 年 10 月
イ 設計・建設期間	令和 7 年 10 月～令和 10 年 6 月（約 32 か月間） ただし、配膳室の新設・改修に係る業務は、市から別途指示がない限り、令和 12 年 3 月までとする。
ウ 本件施設等の所有権移転	令和 10 年 6 月 ただし、配膳室は、竣工後に速やかに市に引き渡す。
エ 開業準備期間	令和 10 年 7 月～令和 10 年 8 月（約 2 か月間）
オ 維持管理・運営期間	令和 10 年 8 月下旬～令和 25 年 7 月（約 14 年 11 か月間）

2.9. 法令等の遵守

事業者は、本事業の実施に当たり、関連する最新の法令等を参照し、遵守する。

2.10. 個人情報保護

事業者は、本事業の実施に当たり、個人情報保護の重要性を認識し、業務の実施に当たっては、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報を適正に取り扱う。

3. 事業者の募集及び選定に関する事項

3.1. 募集及び選定に関する基本的な考え方

本事業では、設計・建設、開業準備、維持管理及び運営の各業務において、事業者による効率的・効果的なサービスの提供を求めることから、事業者の選定に当たっては、価格のみならず民間のノウハウ並びに創意工夫を総合的に評価することが必要である。したがって、事業者の選定方法は、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の10の2に基づき、サービスの対価の額、設計・建設、開業準備、維持管理及び運営に関する能力、事業の継続性・安定性等を総合的に評価する「総合評価一般競争入札方式」により行うものとする。

なお、本事業は、WTO 政府調達協定（平成24年3月30日ジュネーブで作成された政府調達に関する協定を改正する議定書によって改正された平成6年4月15日マラケシュで作成された政府調達に関する協定）、経済上の連携に関する日本国と欧州連合との間の協定その他の国際約束（以下「WTO 協定」という。）の適用を受けるものであり、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）が適用される。

3.2. 募集及び選定のスケジュール

事業者の募集・選定スケジュール（予定）は、次のとおりとする。

日程		内容
令和7年	1月31日（金）	特定事業の選定の公表
	1月31日（金）	入札公告及び入札説明書等の公表
	2月7日（金）	現地見学会（本件施設用地）
	2月21日（金）	入札説明書等に関する質問受付期限
	3月14日（金）	入札説明書等に関する質問に対する回答期限
	2月10日（月） ～3月27日（木）	現地見学会（配膳室整備対象校）
	4月1日（火） ～4月4日（金）	個別対話の実施
	4月18日（金）	入札参加資格審査書類の受付期限
	4月25日（金）	入札参加資格審査結果の通知
	6月2日（月）	入札及び提案書の受付期限
	7月3日（木）	提案書に関するヒアリング（プレゼンテーションを含む）
	7月11日（金）	落札者の決定及び公表
	8月上旬	落札者との基本協定締結
	8月下旬	特別目的会社との事業契約の仮契約締結
	10月下旬	京都市会の議決による事業契約の成立

3.3. 入札参加者が備えるべき参加資格要件

3.3.1. 入札参加者の構成等

入札参加者の構成等は、次のとおりとする。

ア 入札参加者は、本事業の設計・建設業務のうち設計を担当する者（以下「設計事業者」という。）、建設を担当する者（以下「建設事業者」という。）、工事監理を担当する者（以下「工事監理事業家」という。）、本事業の維持管理業務を担当する者（以下「維持管理事業者」という。）及び本事業の運営業務を担当する者（以下「運営事業者」という。）を含む

複数の者により構成されるグループとし、グループの代表事業者を定めること。設計事業者、建設事業者、工事監理事業者、維持管理事業者及び運営事業者は、一事業者とすることも複数の事業者の共同とすることも可能とする。

また、上記以外の業務や資金調達・事業マネジメント等本事業を実施するうえで必要となる業務を担当する者等（以下「その他事業者」という。）を含めることができる。

イ 落札者は、市との仮契約の締結までに、本件施設用地を除く京都市内に特別目的会社（以下「SPC」という。）を設立し、代表事業者は出資者中最大の議決権を持つものとする。SPCは、会社法（平成 17 年法律第 86 号）に規定する株式会社とする。

ウ 入札参加者の構成員は以下の定義により分類される。入札参加者の構成員は、入札参加表明書において代表事業者、構成事業者、協力事業者のいずれであるかを明記すること。

代表事業者：

SPC から直接業務の受託・請負をし、かつ、SPC に出資する者のうち、構成員を代表し入札・契約等の手続きを行う者

構成事業者：

代表事業者以外で SPC から直接業務の受託・請負をし、かつ、SPC に出資する者

協力事業者：SPC から直接業務の受託・請負をし、かつ、SPC には出資しない者

エ 代表事業者又は構成事業者以外の者が SPC の出資者となることは可能であるが、全事業期間において、当該出資者による議決権保有割合は全体の 50%未満とする。また、SPC の株式については、事業契約が終了するまで、市の事前の書面による承諾がある場合を除き、譲渡、担保権等の設定その他一切の処分を行ってはならない。

オ 入札参加者の構成員は、SPC から受託し、又は請け負った業務の一部について、第三者に再委託し、又は下請負人を使用することができるが、その際は、当該再委託又は下請負に係る契約を締結する前に市に通知し、再委託については承諾を得るものとする。

なお、上記にかかわらず、設計事業者、建設事業者、工事監理事業者、維持管理事業者及び運営事業者は、以下の業務に係る総合的な企画及び判断並びに業務遂行管理について、第三者に再委託又は下請負人を使用することはできない。

（ア） 設計事業者：設計・建設業務のうち設計業務

（イ） 建設事業者：設計・建設業務のうち建設業務

（ウ） 工事監理事業者：設計・建設業務のうち工事監理業務

（エ） 維持管理事業者：維持管理業務のうち建築物保守管理業務、建築設備保守管理業務

（オ） 運営事業者：運営業務のうち調理業務、洗浄・消毒等業務、衛生管理業務

カ 入札参加者の構成員は、他の入札参加者の構成員になることはできない。

3.3.2. 入札参加者の資格要件

入札参加者の構成員は、以下の(1) の要件及び分担する業務範囲に応じた(1)～(6) の要件に該当しなければならない。

(1) 全構成員共通

ア 京都市競争入札参加有資格者名簿に登載されている者（以下「登録業者」という。）又は登録業者以外の者で令和 6 年 8 月 26 日付け京都市告示第 350 号に定める資格の審査の申請

を行い、入札参加資格の確認基準日までに告示に定める資格を有すると認められた者であること。

イ 京都市競争入札等取扱要綱（平成 16 年 3 月 31 日制定）第 29 条第 1 項に規定する競争入札参加停止措置を受けていない者であること。

ウ 当該入札に参加しようとする者で、次のいずれかの関係に該当する場合は、同一グループに参加するときを除き、そのうちの 1 者しか参加できない。

（ア）資本関係

次のいずれかに該当する 2 者の場合。

a 親会社等（会社法第 2 条第 4 号の 2 の規定による親会社等をいう。以下同じ。）と子会社等（会社法第 2 条第 3 号の 2 に規定する子会社等をいう。以下同じ。）の関係にある場合

b 親会社等を同じくする子会社同士等の関係にある場合

（イ）人的関係

次のいずれかに該当する 2 者の場合。ただし、a については、会社等（会社法施行規則（平成 18 年法務省令第 12 号）第 2 条第 3 項第 2 号に規定する会社等をいう。以下同じ。）の一方が民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）第 2 条第 4 号に規定する再生手続が存続中の会社等又は会社更生法第 2 条第 7 号に規定する更正会社である場合を除く。

a 一方の会社の役員（会社法施行規則第 2 条第 3 項第 3 号に規定する役員のうち、次に掲げる者をいう。以下同じ。）が他方の会社等の役員を現に兼ねている場合

(a) 株式会社の取締役。ただし、会社法第 2 条第 11 号の 2 に規定する監査等委員会設置会社における監査等委員である取締役、会社法第 2 条第 12 号に規定する指名委員会等設置会社における取締役、会社法第 2 条第 15 号に規定する社外取締役、会社法第 348 条第 1 項に規定する定款に別段の定めがある場合により業務を執行しないこととされている取締役を除く。

(b) 会社法第 402 条に規定する指名委員会等設置会社の執行役

(c) 会社法第 575 条第 1 項に規定する持分会社（合名会社、合資会社又は合同会社をいう。）の社員（同法第 590 条第 1 項に規定する定款に別段の定めがある場合により業務を執行しないこととされている社員を除く。）

(d) 組合の理事

(e) その他業務を執行する者であつて、(a)から(d)までに掲げる者に準じる者

b 一方の会社等の役員が他方の会社等の民事再生法第 64 条第 2 項又は会社更生法第 67 条第 1 項の規定により選任された管財人（以下「管財人」という。）を現に兼ねている場合

c 一方の会社等の管財人が、他方の会社等の管財人を現に兼ねている場合

（ウ）その他入札の適正さが阻害されると認められる場合

組合とその構成員が同一の入札に参加している場合その他、上記（ア）又は（イ）と同視できる関係があると認められる場合

エ 本事業の業務に携わる次の者又は次の者と資本関係若しくは人的関係がある者でないこと。

株式会社アトラスワークス 東京都中央区日本橋 2 丁目 1 番 17 号丹生ビル 2 階

NiX JAPAN 株式会社 富山県富山市奥田新町 1 番 23 号

平田建築設計株式会社	兵庫県西宮市戸田町 5 番 16 号
株式会社吉村建築事務所	京都府京都市左京区鹿ヶ谷上宮ノ前町 28 番地
株式会社住建設計	京都府京都市下京区塩小路通烏丸西入東塩小路町 579-1
山腰測量事務所	京都府京都市左京区一乗寺梅ノ木町 59 番地クリヨン 101
株式会社キンキ地質センター	京都府京都市伏見区横大路下三栖里ノ内 33 番地 3
はぜのき法律事務所	東京都中央区築地 2-3-4 メトロシティ築地新富町 601 号

- オ 検討委員会の委員及び委員が属する法人と資本関係又は人的関係のない者であること。
- カ 同一の企業が複数の業務を実施することができるが、建設事業者と工事監理事業者は、同一の者又は相互に資本関係若しくは人的関係がある者でないこと。
- キ PFI 法第 9 条に規定する欠格事由に該当しない者であること。

(2) 設計事業者

設計事業者は、次の全ての要件を満たしていること。ただし、設計事業者を複数の者とする場合は、全ての者がアの要件を満たし、かつ、少なくとも 1 者がア～エの全ての要件を満たしていること。

- ア 建築士法（昭和 25 年法律第 202 号）第 23 条第 1 項の規定に基づく一級建築士事務所の登録を受けていること。
- イ 国、地方公共団体又は特殊法人等^{注 1)}が発注した延床面積 3,000 m²以上の新築工事（平成 21 年度以降に竣工したものに限る）の実施設計を発注者から直接受注し、完了した実績があること。

注 1) 特殊法人等とは、公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律施行令（平成 13 年政令第 34 号）第 1 条に規定する法人、独立行政法人通則法（平成 11 年法律第 103 号）第 2 条第 1 項に規定する独立行政法人、国立大学法人法（平成 15 年法律第 112 号）第 2 条第 1 項に規定する国立大学法人、地方独立行政法人法（平成 15 年法律第 118 号）第 2 条第 1 項に規定する地方独立行政法人、PFI 法に基づく特定事業における特別目的会社（以下「PFI 法に基づく SPC」という。）をいう。以下同じ。

- ウ 平成 21 年度以降に竣工したドライシステムの学校給食センター（学校給食法（昭和 29 年法律第 160 号）に定める義務教育諸学校の共同調理場をいう。以下同じ。）の実施設計を発注者から直接受注し、完了した実績があること。
- エ 一級建築士の資格を有する者を設計業務責任者として設計業務期間中に 1 名配置できること。ただし、当該技術者は、常勤の自社社員であり、かつ設計業務期間において直接的かつ恒常的な雇用関係があり、入札参加資格確認申請日において引き続き 3 か月以上の直接雇用関係があること。また、落札後においては、実際に配置する技術者の変更は認めない。異なる者の配置は、死亡、傷病、被災、出産、育児、介護、退職等の真にやむを得ない場合で、同等以上の技術力を有する者への交代に限る。

さらに、設計業務期間中の交代は、次のいずれかの場合に限る。

- (ア) 死亡、傷病、被災、出産、育児、介護、退職等の真にやむを得ない場合で、同等以上の技術力を有する者への交代であるとき。
- (イ) 事業者の責によらない大幅な履行期間延長があった場合、履行期間が多年に及ぶ場合等で、業務の継続性、品質確保等に支障がなく、同等以上の技術力を有する者へ

の交代であり、市と事業者の間で協議して合意したとき。

(3) 建設事業者

建設事業者は、次の全ての要件を満たしていること。ただし、建設事業者を複数の者とする場合は、全ての者がア及びイの要件を満たし、1 者を建設事業者の代表者として、代表者はア～エの全ての要件を満たしていること。

ア 建設業法（昭和 24 年法律第 100 号）第 3 条第 1 項第 2 号に規定する特定建設業許可を受けていること。

イ 建設業法第 27 条の 27 及び第 27 条の 29 に規定する経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書（総合評定値が記載されており、入札参加資格の確認基準日において有効（審査基準日から 1 年 7 か月以内）であるものに限る。）における「建築一式」の総合評定値が代表者は 1,000 点以上、代表者でない事業者は 900 点以上であること。

ウ 国、地方公共団体又は特殊法人等が発注した新築、かつ延床面積 3,000 m²以上の新築工事（平成 21 年度以降に竣工したものに限る。）を発注者から直接受注して完了した実績を有していること。ただし、共同企業体で施工した場合は、共同企業体の構成員数が 3 者以上で 20%以上出資したもの、2 者であるときは 30%以上出資したものについては実績とみなす。

エ 建設業法に基づく「建築工事業」に係る監理技術者（監理技術者講習を修了している者に限る。）を建設業務責任者として、建設業務期間（準備期間、竣工検査後片付け期間等を除く。以下同じ。）に専任で 1 名配置できること（申請は 3 名まで提出できる。）。ただし、建設業務期間において、直接的かつ恒常的な雇用関係があり、入札参加資格確認申請日において引き続き 3 か月以上の直接雇用関係があること。また、落札後においては、実際に配置する技術者の変更は認めない。異なる者の配置は、死亡、傷病、被災、出産、育児、介護、退職等の真にやむを得ない場合で、同等以上の技術力を有する者への交代に限る。

さらに、建設業務期間中の交代は、次のいずれかの場合に限る。

（ア）死亡、傷病、被災、出産、育児、介護、退職等の真にやむを得ない場合で、同等以上の技術力を有する者への交代であるとき。

（イ）事業者の責によらない大幅な建設業務期間延長があった場合、建設業務期間が多年に及ぶ場合等で、業務の継続性、品質確保等に支障がなく、同等以上の技術力を有する者への交代であり、市と事業者の間で協議して合意したとき。

(4) 工事監理事業者

工事監理事業者は、次の全ての要件を満たしていること。ただし、工事監理事業者を複数の者とする場合は、全ての者がアの要件を満たし、かつ、少なくとも 1 者がア～エの要件を満たしていること。

ア 建築士法第 23 条第 1 項の規定に基づく一級建築士事務所の登録を受けていること。

イ 国、地方公共団体又は特殊法人等が発注した新築、かつ延床面積 3,000 m²以上の新築工事（平成 21 年度以降に竣工したものに限る）の工事監理を発注者から直接受注して完了した実績があること。

ウ 平成 21 年度に竣工したドライシステムの学校給食センター（学校給食法に定める義務教

育諸学校の共同調理場をいう。以下同じ。)の工事監理を発注者から直接受注して完了した実績があること。

- エ 一級建築士の資格を有する者を工事監理業務責任者として工事監理業務期間中に1名配置できること。ただし、当該技術者については、工事監理業務期間において直接的かつ恒常的な雇用関係があり、入札参加資格確認申請日において引き続き3か月以上の直接雇用関係があること。また、落札後においては、実際に配置する技術者の変更は認めない。異なる者の配置は、死亡、傷病、被災、出産、育児、介護、退職等の真にやむを得ない場合で、同等以上の技術力を有する者への交代に限る。

さらに、工事監理業務期間中の交代は、次のいずれかの場合に限る。

- (ア) 死亡、傷病、被災、出産、育児、介護、退職等の真にやむを得ない場合で、同等以上の技術力を有する者への交代であるとき。
- (イ) 事業者の責によらない大幅な履行期間延長があった場合、履行期間が多年に及ぶ場合等で、業務の継続性、品質確保等に支障がなく、同等以上の技術力を有する者への交代であり、市と事業者の間で協議して合意したとき。

(5) 維持管理事業者

維持管理事業者は、次の要件を満たしていること。ただし、維持管理事業者を複数の企業とするときは、少なくとも1者は要件を満たしていること。

- ア 平成27年4月以降に、国、地方公共団体又は特殊法人等が発注した床面積3,000㎡以上の公共施設の維持管理業務を発注者から直接受注して完了した実績を有していること。なお、PFI法に基づくSPCが発注した実績については、維持管理業務を1年間以上実施していること。

(6) 運営事業者

運営事業者は、次の全ての要件を満たしていること。ただし、運営事業者を複数の者とする場合は、全ての者がアの要件を満たし、かつ、少なくとも1者はア及びイの要件を満たしていること。

- ア 令和3年度以降、市の区域内にある本社、支社、営業所等において、食中毒事故等による営業上の行政処分（食品衛生法（昭和22年法律第233号）第59条第1項又は第2項、第60条第1項又は第2項若しくは第61条に基づく不利益処分）を受けたことがないこと。また、学校給食調理業務において、履行途中で契約解除になったことがないこと（発注者の責に帰すべき事由による場合を除く。）及び落札決定後に正当な理由なく契約締結を辞退したことがないこと。
- イ 平成27年4月以降にドライシステムの学校給食センターの調理業務（発注者から直接受注し、完了したものに限り）又は大量調理施設衛生管理マニュアル（平成9年厚生省生活衛生局長通知第85号）に基づき、同一メニューを1回1,500食以上若しくは1日3,000食以上を提供する調理施設における調理業務を発注者から直接受注し、完了した実績があること。

3.3.3. 地域経済への配慮等

市では、公契約の基本方針として「地域経済の活性化及び雇用の創出を図るとともに、地域コミュニティの維持及び発展並びに地域における防災の体制及びその能力の維持及び向上を図ることにより、本市が将来にわたって、活力に満ちた、人と人々が支え合う安心・安全なまちであり続けるためには、市内中小企業の持続的な発展が不可欠であることに鑑み、市内中小企業の受注等の機会の増大を図ること。」を公契約基本条例において定めている。本事業は、WTO 協定の適用を受けることから、市内に本店又は主たる事務所^{注2)}を有する中小企業（以下「市内中小企業」という。）に参入条件を限定することはできないが、本事業の実施に当たっては、公契約基本条例の趣旨を踏まえ、市内中小企業の積極的な活用や地元雇用の創出に努めるとともに、必要な資材・原材料・飲食物・消耗品等を市内中小企業から調達するなど、地域経済の振興にできる限り配慮すること。

注2) 本店機能を有する事務所（事業活動を行うに当たって主たる拠点となる事務所）を示す。

3.3.4. 入札参加資格の確認

入札参加資格の確認基準日は、入札参加資格審査書類の提出日時点とする。ただし、入札参加資格確認後、落札者の決定日までの間に、入札参加者の構成員が上記入札参加者の備えるべき入札参加資格要件を欠くような事態が生じた場合には、次のとおりとする。

ア 構成員のうち、代表事業者が入札参加資格要件を欠いた場合には、入札を無効とする。

イ 構成員のうち、代表事業者以外の者が入札参加資格要件を欠いた場合には、市と協議のうえ、市が当該構成員の除外又は変更を認めたときに限り、引き続き有効とする。

入札参加資格審査において入札参加資格があると認められた者（以下「入札参加者」という。）は、イにより代表事業者以外の構成員を欠き、当該構成員の除外又は変更を行う場合は、入札参加グループの構成員変更届（様式集 様式 23）を以下に持参又は郵送により提出すること。

〒650-0004 京都市東山区大和大路通三条下る東入若松町 393 元有済小学校内
京都市教育委員会事務局 体育健康教育室 全員制中学校給食推進担当

3.4. 入札手続き等

3.4.1. 現地見学会（本件施設用地）

本件施設用地の現地見学会を次のとおり開催する。

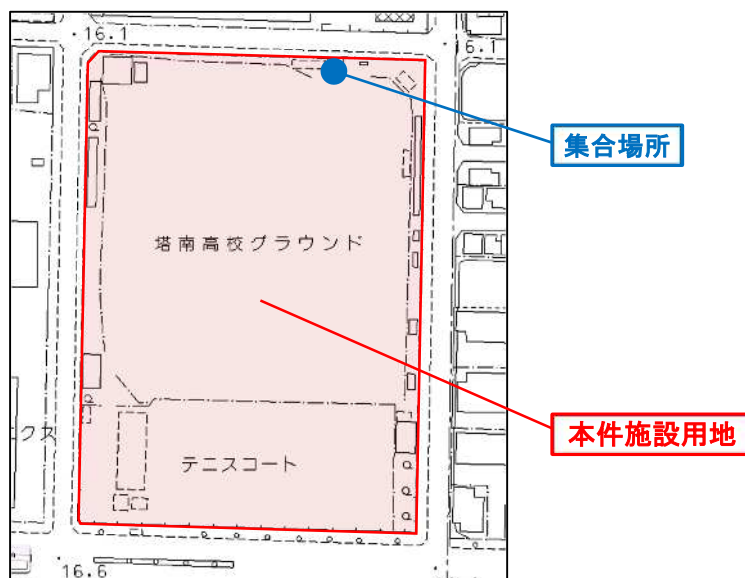
(1) 開催日時

令和7年2月7日（金）13時30分から15時00分まで

(2) 集合場所

本件施設用地：

京都市南区吉祥院観音堂町
42、100-4 及び 43-1
(現地集合)



(3) 参加方法等

令和 7 年 1 月 31 日（金）から令和 7 年 2 月 6 日（木）12 時 00 分までに、件名を「(企業名・本件施設用地見学会申込) 京都市学校給食センター整備運営事業」とし、現地見学会参加申込書（様式集 様式 1）に記入の上、添付ファイルにて電子メールにより下記に提出すること。ただし参加状況によっては、1 者当たりの人数を制限することがある。また、見学会で入札説明書等の配布は行わない。

電子メール：taiken@edu.city.kyoto.jp

(4) 留意事項

- ア 会場は全面禁煙とする。
- イ 車で来場する場合は、できるだけ乗り合わせるなど、駐車台数の抑制に努めること。
- ウ 会場における写真撮影は可とするが、撮影した写真は本事業に係る事業者の募集及び選定手続き以外に使用しないこと。

3.4.2. 入札説明書等に関する質問の受付

入札説明書針等に関する質問を次のとおり受け付ける。

(1) 受付期間

令和 7 年 1 月 31 日（金）から令和 7 年 2 月 21 日（金）16 時 00 分まで

(2) 受付方法

件名を「(企業名・質問書) 京都市学校給食センター整備運営事業」とし、入札説明書等に関する質問書（様式集 様式 2）に記入の上、添付ファイルにて電子メールにより下記に提出すること。

電子メール：taiken@edu.city.kyoto.jp

3.4.3. 入札説明書等に関する質問に対する回答

入札説明書等に関する質問に対する回答は、質問者の特殊な技術やノウハウ等に関わり、質問者の権利、競争上の地位その他正当な利益を害する恐れのあるものを除き、令和 7 年 3 月 14 日

(金)までに、市ホームページで公表する。

なお、市は、提出のあった質問及び意見のうち必要と判断した場合には、質問及び意見の提出者に直接ヒアリングを行うことがある。

3.4.4. 現地見学会（配膳室整備対象校）

配膳室整備対象校の現地見学会を次のとおり開催する。

(1) 開催期間

令和7年2月10日（月）から令和7年3月27日（木）まで

(2) 参加方法等

参加を希望する者は、令和7年1月31日（金）から令和7年2月7日（金）12時00分までに、件名を「(企業名・配膳室整備対象校見学会申込)京都市学校給食センター整備運営事業」とし、現地見学会参加申込書（様式集 様式3-1 及び様式3-2）に記入の上、添付ファイルにて電子メールにより下記に提出すること。ただし、1者当たりの参加人数は2名までとする。

電子メール：taiken@edu.city.kyoto.jp

(3) 留意事項

- ア 見学会各日の集合場所は、各学校の正門前とする。
- イ 教育委員会職員が誘導するが、名刺交換や質疑応答は行わない。
- ウ 見学は、配膳室整備の対象となる61校における要求水準書資料12に示す配膳室及び仮配膳室候補、配送車両及びコンテナの動線を対象とする。
- エ 車、バイクでの来場は不可とする。また、必要に応じてスリッパ等を持参すること。
- オ 会場は全面禁煙とする。
- カ 会場における写真撮影は可とするが、撮影した写真は本事業に係る事業者の募集及び選定手続き以外に使用しないこと。
- キ 見学会以外で、個別に学校を訪問・連絡することを禁止する。

3.4.5. 個別対話

本事業をより良いものとするため、要求水準の解釈を明確化すること等を目的として実施するものである。対話の参加方法等については以下のとおりである。

(1) 実施期間

令和7年4月1日（火）から令和7年4月4日（金）まで
時間は参加申し込みの状況に応じて決定する。

(2) 開催場所

教育委員会事務局体育健康教育室（予定）

(3) 参加方法等

令和 7 年 1 月 31 日（金）から令和 7 年 3 月 21 日（金）16 時 00 分までに、件名を「(企業名・個別対話申込) 京都市学校給食センター整備運営事業」とし、個別対話申込書（様式集 様式 4-1 及び様式 4-2）に記入の上、添付ファイルにて電子メールにより下記に提出すること。

なお、個別対話申込書提出後、令和 7 年 3 月 17 日（月）から令和 7 年 3 月 27 日（木）までの現地見学会（配膳室整備対象校）に関連して対話内容（質問事項等）を追加したい場合は、様式 4-2 を令和 7 年 3 月 28 日（金）12 時 00 分までに追加して提出することができる。

電子メール：taiken@edu.city.kyoto.jp

(4) 実施時間等の確定

個別対話の実施時間は、原則として、先着順とする。なお、個別対話の実施時間等については、参加申込のあった入札参加者に別途連絡する。

(5) 個別対話の位置づけ等

個別対話は、あくまで市と対話参加者の意思疎通を図る場であり、対話参加者にとっては提案内容そのものに関わる話題がある可能性があることを踏まえ、対話参加者ごとに個別に行うものとし、公開しないものとする。

(6) 個別対話の所要時間等

個別対話の時間は 1 者若しくは 2 者のグループの場合 15 分、3～4 者のグループの場合 30 分、4～5 者のグループの場合 45 分、6 者以上のグループの場合 60 分とする。所要時間を必要としなかった場合は、所要時間経過以前でも終了可能とする。

(7) 個別対話の進め方

- ア 対話参加者が主体となって対話を進めること。なお、事前に提出された質疑等の資料と同じ順序で進めなくてもよい。
- イ 市から、本事業について説明を行う必要がある場合は、全ての事業者に対して同じ内容の説明を行う。
- ウ 自己紹介は不要とし、名刺交換はしない。

(8) 留意事項等

- ア 発言内容は、対話参加者・市の双方を拘束しないものとする。また、対話参加者・市の双方とも確約書・確認書等の書面のやり取りはしない。
- イ 個別対話のなかで、公平性の観点から全ての参加者に知らせるべき事項があった場合には、市で判断し、当該対話参加者に確認の上、その内容を市ホームページ等で明らかにする場合がある。
- ウ 個別対話におけるやり取りをメモすることは認めるが、IC レコーダー等を用いて録音することは禁止する。
- エ 個別対話の実施に際しては、対話参加者から市への各種資料の提示は可とするが、受領はしない。

オ 参加人数は、単独企業、複数企業のグループともに 10 名までとする。

カ 同一企業が複数回参加することは不可とする。

3.4.6. 入札参加資格審査書類の受付、入札参加資格審査結果の通知

入札に参加を希望する者は、入札参加資格審査書類を提出し入札参加資格の確認を受けること。

なお、期限までに入札参加資格審査書類を提出しない者及び入札参加資格がないとされた者は入札に参加することはできない。

(1) 入札参加資格審査書類の受付期間・提出場所及び方法

ア 受付期間

令和 7 年 1 月 31 日（金）から令和 7 年 4 月 18 日（金）までの京都市の休日を定める条例第 1 条第 1 項に規定する休日（以下「休日」という。）を除く 10 時 00 分から 16 時 00 分。（12 時 00 分から 13 時 00 分までを除く。）

ただし、郵送による場合は、上記日時までに必着させること。

イ 提出場所

〒650-0004 京都市東山区大和大路通三条下る東入若松町 393 元有済小学校内
京都市教育委員会事務局 体育健康教育室 全員制中学校給食推進担当

ウ 提出方法

入札参加資格審査書類は、提出場所へ書留郵便等又は持参により提出すること。

(2) 入札参加資格審査書類の作成

入札参加資格審査書類は、様式集（様式 5～21）に定めるところに従い作成すること。

なお、市は、提出された入札参加資格審査書類を審査した上で必要があると判断した場合は、当該入札参加資格審査書類の補正若しくは再提出又は追加書類の提出を求めることがある。

(3) 入札参加資格審査結果の通知

入札参加資格審査結果は、入札参加資格審査書類を提出した者に対して、書面により令和 7 年 4 月 25 日（金）までに通知する。

(4) 入札参加資格がないとされた場合の扱い

入札参加資格審査により、入札参加資格がないとされた者は、参加資格がないと判断された理由について、書面により次のとおり説明を求めることができる。

ア 受付期間

令和 7 年 4 月 28 日（月）から令和 7 年 5 月 2 日（金）までの休日を除く 10 時 00 分から 16 時 00 分。（12 時 00 分から 13 時 00 分までを除く。）

ただし、郵送による場合は、上記日時までに必着させること。

イ 提出場所

〒650-0004 京都市東山区大和大路通三条下る東入若松町 393 元有済小学校内
京都市教育委員会事務局 体育健康教育室 全員制中学校給食推進担当

ウ 提出方法

入札参加資格がないとされた理由の説明要求書（様式集 様式 22）を提出場所へ書留郵便等又は持参により提出すること。

エ 回答

令和 7 年 5 月 13 日（火）までに書面により回答する。

(5) その他

- ア 入札参加資格審査書類の作成及び提出に係る費用は、入札参加希望者の負担とする。
- イ 市は、提出された入札参加資格審査書類を入札参加資格の審査以外の目的で提出者に無断で使用しない。
- ウ 入札参加資格審査において入札参加資格があると認められた者であっても、市に提出した書類等に虚偽の記載をし、若しくは重要な事実について記載をしなかったことが判明した場合は、当該審査結果を取り消すものとする。
- エ 入札参加資格審査書類の提出以後、入札参加資格審査において入札参加資格があると認められた者が入札及び提案書の提出を辞退する場合は、入札辞退届（様式集 様式 24）を入札書及び提案書の受付期間に以下に書留郵便等又は持参により提出すること。
- 〒650-0004 京都市東山区大和大路通三条下る東入若松町 393 元有済小学校内
京都市教育委員会事務局 体育健康教育室 全員制中学校給食推進担当

3.4.7. 入札及び提案書の受付

入札参加者は、入札書及び提案書を受付期間に市に提出すること。

(1) 入札書及び提案書の受付期間・場所及び方法

- ア 入札書及び提案書の受付期間
令和 7 年 5 月 29 日（木）、5 月 30 日（金）、6 月 2 日（月）9 時 00 分から 17 時 00 分まで
- イ 提出場所
〒604-8571（市役所専用郵便番号）
京都市中京区寺町通御池上る上本能寺前町 488 番地
京都市行財政局管財契約部契約課工事契約担当
- ウ 提出方法
入札書（様式集 様式 25）及び提案書を書留郵便等又は持参により上記日時までに必着させること。

(2) 入札及び提案審査書類の受付にあたっての留意事項

- ア 入札説明書の承諾
入札参加者は、入札説明書の記載内容を承諾の上、入札すること。
- イ 費用負担等
入札書及び提案書の作成並びに入札・提出等に係る必要な費用は、すべて入札参加者の負担とする。
- ウ 入札書及び提案書の作成方法
入札書及び提案書は、様式集に定めるところにより作成し、様式集に定める部数を提出す

ること。

エ 入札の辞退

入札参加者が、入札書及び提案書の受付期間に当該書類を提出しない場合は、辞退したものとみなす。

オ 公正な入札の確保

入札参加者は「私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律」(昭和 22 年法律第 54 号)に抵触する行為を行ってはならない。入札参加者が連合し又は不穏な行動をなす等の場合において、入札を公正に執行することができないと認められるときは、当該入札参加者を入札に参加させず、入札の執行を延期又は取りやめることがある。

なお、後日、不正な行為が判明した場合には、契約の解除等の措置をとることがある。

カ 入札書の記載等

(ア) 入札予定価格

40,613,588,000 円 (消費税及び地方消費税相当額を除く)

入札予定価格は、事業契約締結後の物価変動による増減額を除く額である。また、消費税及び地方消費税相当額を加えた額は、44,669,422,000 円である。これらの額を超えた場合は、当該入札を無効とする。

(イ) 入札金額の記載

入札金額は、入札書(様式集 様式 25)に記載すること。この際の計算に物価変動率は見込まないものとする。

入札時には、入札参加者は、元本及びスプレッドを提案するとともに、基準金利を 1.05%として割賦手数料を提案するものであるが、事業期間における実際の支払額は、事業契約書に定める基準金利にて算定される額とする。

なお、サービス対価 D の消費税及び地方消費税相当額については、固定料金・変動料金の別に事業契約書(案)別紙 4-2 に示す各回(59 回)の支払いに応じて算出した額を合計すること。

キ サービス対価 A1

市は、サービス対価 A のうち、下式により算定されるサービス対価 A1 を本件施設引き渡し後に事業者支払う。

$$\begin{aligned} \text{サービス対価 A1} = & (\text{事業者が提案する工事費}^{\ast 1} - \text{交付金配分基礎額}^{\ast 2}) \times 75\% \\ & + \text{交付金配分基礎額} + \text{初期調達費に係る消費税相当額}^{\ast 3} \end{aligned}$$

※1: 工事費とは、建築工事、各設備工事等の額とする。(様式集 様式 30-4① (■本件施設の整備)の費目 1~9 及び 12、13 の合計金額)

※2: 令和 6 年度の補助単価等により、提案に際しての交付金配分基礎額は 2,791,970 千円とすること。交付金配分基礎額は、固定の金額とし、消費税及び地方消費税相当額などを加算しないこと。

※3: 初期調達費に係る消費税相当額は、様式集 様式 30-4① (■本件施設の整備)の消費税及び地方消費税相当額とする。

なお、実際に事業者支払うサービス対価 A1 は、交付金算定基準や補助単価の変更等に伴い提案時の金額とは異なる場合がある。この場合に金融機関への事務手数料等の追加費用が発生する場合、事業者がその追加費用を負担する。また、サービス対価 A1 が変更となった場

合、サービス対価 A2 で変更額を調整するとともに、変更後のサービス対価 A2 に合わせて割賦手数料を調整する。

ク 入札時算定年間提供給食数

入札価格の算定にあたっては、以下の年度毎の食数等に基づいて算出すること。

なお、年間給食提供日数は、204 日（学校平均 176 日）とする。

年度	配送校の生徒及び教職員数
令和 10 年度	20,138
令和 11 年度	19,715
令和 12 年度	19,283
令和 13 年度	18,862
令和 14 年度	18,434
令和 15 年度	18,016
令和 16 年度	17,593
令和 17 年度	17,165
令和 18 年度	17,119
令和 19 年度	17,073
令和 20 年度	17,027
令和 21 年度	16,981
令和 22 年度	16,935
令和 23 年度	16,905
令和 24 年度	16,875
令和 25 年度	16,845

ケ 入札執行回数

1 回とする。

コ 本事業に関する提案内容を記載した審査資料の取扱い

(ア) 著作権

提案書の著作権は、入札参加者に帰属する。ただし、市は、本事業において公表が必要と認めるときは、提案書の全部又は一部を無償で使用できるものとする。

また、契約に至らなかった入札参加者の提案については、市が事業者の選定過程等を説明する以外の目的には使用しないものとする。なお、提出を受けた提案書は一切返却しない。

(イ) 特許権等

提案内容に含まれる特許権、実用新案権、意匠権、商標権その他法令等に基づいて保護されて第三者の権利の対象となっている事業手法、工事材料、施工方法、維持管理方法等を使用することとしている場合、これらの使用により生じる責任は入札参加者が負うこととする。

これによって市が損失又は損害を被った場合には、入札参加者は市に対して当該損失及び損害を補償及び賠償しなければならない。

(ウ) 市からの提示資料の取扱い

市が提供する資料は、入札に係る検討以外の目的で使用することはできない。

(エ) 入札書及び提案書の変更禁止

入札書及び提案書の変更はできない。ただし、提案書における誤字等の修正についてはこ

の限りではない。

サ 入札保証金及び契約保証金

(ア) 入札保証金

免除する。

(イ) 契約保証金

配膳室の新設・改修に係る業務を除く設計・建設期間については、事業契約の効力が発生する日に、サービス対価 A1 及びサービス対価 A2 の元本額（消費税及び地方消費税相当額を含む。）の 10 分の 1 以上に相当する額を契約保証金として納付するものとする。

配膳室の新設・改修に係る業務に係る設計・建設期間については、事業契約の効力が発生する日に、サービス対価 B（消費税及び地方消費税相当額を含む。）の 10 分の 1 以上に相当する額を契約保証金として納付するものとする。

開業準備期間及び維持管理・運営期間については、本件施設引渡し日までに、2 年度のサービス対価 D（消費税及び地方消費税相当額を含む。）の 10 分の 1 以上に相当する額を契約保証金として納付するものとする。

なお、契約保証金の納付は、これに代わる担保の提供をもって代えることができるものとし、詳細については、事業契約書（案）に記載する。

(3) 開札

ア 日時

令和 7 年 6 月 3 日（火）9 時 00 分

イ 入札の無効

京都市契約事務規則第 6 条の各号の規定に該当する入札のほか、入札参加資格審査書類その他の提出書類に虚偽の記載をした者が行った入札は、無効とする。

3.5. 落札者の決定方法等

落札者の決定方法は総合評価一般競争入札方式とし、審査は「入札参加資格審査」、「提案内容審査」の二段階に分けて実施する。なお、詳細は落札者決定基準を参照のこと。

3.5.1. 審査

審査は、検討委員会が落札者決定基準に基づき行う。

3.5.2. ヒアリングの実施

落札者決定基準に基づき加点項目審査の対象となった入札参加者に対して提案内容の説明を求めるため、令和 7 年 7 月 3 日（木）にヒアリングを行う。

ヒアリングは、入札参加者による提案書に関するプレゼンテーションを 20 分、検討委員会若しくは市から入札参加者への提案書に関する質疑及び入札参加者から同委員会若しくは市への回答を 40 分とし、入札参加者の出席者数は 20 名までとする。

なお、実施場所や時間等の詳細については、別途加点項目審査の対象となった入札参加者に対して通知するものとする。

3.5.3. 落札者の決定及び公表

(1) 落札者の決定

市は、検討委員会の審査結果を踏まえ、落札者を決定する。

(2) 結果及び評価の公表

市は、検討委員会における審査結果を取りまとめて、各入札参加者の代表事業者に書面にて通知後、市のホームページ等で公表する。なお、当該公表では、落札者決定基準に定める加点項目審査に係る各審査項目において各入札参加者が獲得した得点も公表する予定である。

(3) 落札者を決定しない場合の措置

入札参加資格審査書類提出者や入札参加者がいない場合には、落札者を決定せず、その旨を市のホームページ等で速やかに公表する。

なお、入札参加資格審査書類提出者や入札参加者が 1 者であった場合も入札参加資格審査及び提案内容審査を実施し、事業者として適切と判定された場合において、当該提案を最優秀提案と選定する。

ただし、入札参加資格審査及び加点項目審査を除く提案内容審査において失格となった場合及び加点項目審査において事業者として適切ではないと判定された場合は、本入札は成立しないものとする。

3.6. 契約に関する基本的な考え方

3.6.1. 基本協定の締結

市は落札者の構成員と基本協定を締結する。

また、落札者の構成員が基本協定の締結までの間に入札参加者が備えるべき参加資格要件を満たさなくなったときは、当該入札参加者の落札の決定を取り消すものとする。この場合、市は当該入札参加者以外の入札参加者のうち、最も評価の高かった者を落札者として基本協定を締結する。ただし、市が別途指定する期間内に、参加資格要件を満たさなくなった構成員（代表事業者は除く）に代わって、参加資格を有し、かつ市が認める構成員の補完をした場合には、落札の決定を取り消さない場合がある。

なお、市は落札者の事由により基本協定を締結しない場合は、違約金として落札金額の 100 分の 10 に相当する金額を請求することがある。

3.6.2. SPC の設立

落札者は、本事業を実施するため、SPC を会社法に定める株式会社の形態で、本件施設用地を除く京都市内に設立するものとする。

落札者の代表事業者及び構成事業者は SPC に対して必ず出資し、代表事業者の議決権割合は最大となるものとする。また、代表事業者及び構成事業者全体の有する議決権の割合は、全議決権の 2 分の 1 を超えること。

なお、SPC の株式については、事業契約が終了するまで、市の書面による事前承諾がある場合を除き、譲渡、担保権等の設定その他一切の処分を行ってはならない。

3.6.3. 事業契約の締結

市は落札者が設立する SPC と仮契約を締結する。仮契約は、京都市会において本事業の契約締結に係る議決を得た場合に本契約となる。

また、落札者の構成員が本契約までの間に入札参加者が備えるべき参加資格要件を満たさなくなったときは、当該入札参加者の落札の決定を取り消すとともに、仮契約を締結していた場合は当該契約の効力を失うものとする。この場合、市は当該入札参加者以外の入札参加者のうち、最も評価の高かった者を落札者として仮契約を締結する。ただし、市が別途指定する期間内に、参加資格要件を満たさなくなった構成員（代表事業者は除く）に代わって、参加資格を有し、かつ市が認める構成員の補完をした場合には、落札の決定及び仮契約の効力を取り消さない場合がある。

なお、市は落札者の事由により本契約を締結できない場合は、当該事由に帰責性を有する構成員に対して違約金として基本協定書に規定する金額を請求することがある。

3.6.4. 基本協定書の内容変更

落札者の構成員との基本協定書の締結に際し、基本協定書の内容変更は行わない。ただし、基本協定書の締結までの間に、条文の意味を明確化するために文言の修正を行うことは可能である。

3.6.5. 事業契約書の内容変更

SPC との仮契約の締結に際し、事業契約書の内容変更は行わない。ただし、仮契約の締結までの間に、条文の意味を明確化するために文言の修正を行うことは可能である。

3.6.6. 基本協定書及び事業契約書作成費用

基本協定書及び事業契約書の検討に係る SPC 側の弁護士費用、印紙代など、基本協定書及び事業契約書の作成に要する費用は、落札者の負担とする。

3.6.7. SPC の事業契約上の地位

市の事前の承諾がある場合を除き、SPC は事業契約上の地位及び権利義務を譲渡、担保提供その他の方法により処分してはならない。

3.6.8. 金融機関と市の協議（直接協定）

事業が適正に遂行されるよう、一定の重要事項について、必要に応じて、事業者が資金提供を行う金融機関と市で協議し、直接協定を締結することがある。

4. その他

4.1. 事業契約の解釈について疑義が生じた場合における措置に関する事項

事業契約の解釈について疑義が生じた場合、市と事業者は誠意をもって協議するものとし、一定期間内に協議が整わない場合には、事業契約書に定める具体的措置に従う。

また、事業契約に関する紛争については、京都地方裁判所を第一審の専属管轄裁判所とする。

4.2. 法制上及び税制上の措置並びに財政上及び金融上の支援等に関する事項

4.2.1. 法制上及び税制上の措置

本事業を行うために必要な土地は行政財産であり、市はこれを無償で使用させる。また、市は、事業者による業務実施に必要な許認可等の取得に関し、可能な範囲で必要な協力を行うものとする。

現段階では、本事業に関する法制上及び税制上の措置等を想定していない。

4.2.2. 財政上及び金融上の支援

(1) 交付金及び地方債等

市は、本事業において交付金及び地方債等を充当することを前提としているため、事業者は交付金又は起債申請等に必要な書類等の作成及び支援を行うこと。

(2) その他の財政上または金融上の支援

事業者が本事業を実施するにあたり、交付金及び地方債以外の財政上または金融上の支援を受けることができる可能性がある場合は、市はこれら支援を事業者が受けることができるよう可能な範囲で必要な協力を行うものとする。

なお、市は事業者に対する補助、出資、保証等の支援は行わない。

4.3. 苦情の申し立て

本事業の入札手続きに関しては、政府調達に関する苦情の処理手続（平成 21 年制定）により、当該入札手続における入札参加資格の確認その他の手続に関し、京都市行財政局管財契約部契約課に対して苦情の申立てをすることができる。

4.4. その他本事業の実施に関し必要な事項

4.4.1. 市会の議決

市は、事業契約の締結に関する議案を令和 7 年定例市会（9 月市会）に提出する予定である。

4.4.2. 入札参加に伴う費用負担

入札参加に伴う費用は、全て入札参加者の負担とする。

4.4.3. 本事業において使用する言語、通貨単位等

本事業において使用する言語は日本語、単位は計量法（平成 4 年法律第 51 号）に定めるもの、通貨単位は円、時刻は日本標準とする。

4.4.4. 情報公開及び情報提供

本事業に関する情報は、適宜、市ホームページにおいて公表する。

4.5. 入札説明書等に関する問合せ先

入札説明書等に関する問合せ先は、次のとおりとする。

京都市教育委員会事務局 体育健康教育室 全員制中学校給食推進担当 担当：山本、新谷 〒650-0004 京都市東山区大和大路通三条下る東入若松町 393 元有済小学校内 電話：075-585-4888 電子メール：taiken@edu.city.kyoto.jp
